

FITWeb インターネットサービス契約約款

北電情報システムサービス株式会社

第1章 総 則

第1条(約款の適用)

当社は、この約款によりFITWebインターネットサービスを提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 この約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第3条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-------------------|---|
| FITWebインターネットサービス | 当社が提供するインターネット接続サービス |
| 加入者専用回線 | 当社のネットワークと加入者間を結ぶための電気通信回線であり、国内電気通信事業者の専用サービスによるもの |
| 公衆回線 | 国内電気通信事業者の提供する電話サービス |
| INS64 | 日本電信電話株式会社の統合デジタル通信サービス契約約款に基づいて提供される第1種総合デジタル通信サービスによるサービス |
| ネットワーク接続装置 | ネットワークを相互接続する装置 |
| ルータ | データの蓄積・交換・中継を行うネットワーク接続装置 |
| ネットワークセンター | ルータの集積される当社の管理する場所 |
| ドメイン名 | 日本レジストリサービスその他のインターネットドメインレジストラによって割り当てられる組織を示す名前 |
| ドメイン | ひとつのドメイン名によって示される範囲 |
| インターネットネットワークアドレス | インターネットプロトコルとして定められている32bitのアドレス |
| 専用線 IP 接続サービス | 当社のネットワークセンターに設置されているルータ |

| | |
|---------------|--|
| | と、当社が契約者の建物内に設置するネットワーク接続装置とを電気通信回線により結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、電子メール等の付加機能を提供するサービス |
| FITWeb 接続サービス | 当社のネットワークセンターに設置されているルータと、契約者の使用するひとつの端末とを光ファイバー等で結んで、その端末に対してインターネットプロトコルによる相互通信を提供し、電子メール等の付加機能を提供するサービス |
| オンラインサインアップ | 個人がオンラインの端末を使用して行う FITWeb 接続サービス契約の申込 |

第4条(サービスの提供区域)

当社がこの約款で提供するサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。

第3章 FITWeb 接続サービス

第1節 通 則

第49条(最低利用期間)

FITWeb 接続サービスの利用に関する契約(以下「FITWeb 接続サービス契約」といいます。)の最低利用期間は、3か月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第50条(契約の単位)

当社は、FITWeb 接続サービスごとに1つの FITWeb 接続サービス契約を締結します。

第51条(権利の譲渡制限)

契約者が当該契約に基づいて FITWeb 接続サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第52条(ドメイン名およびインターネットネットワークアドレスの特定)

契約者が FITWeb 接続サービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットネットワークアドレスについては、当社がこれを指定いたします。

2 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名及び前項のインターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを使用して FITWeb 接続サービスを利用することはできません。

第2節 申込及び承諾等

第53条(利用の申込)

FITWeb 接続サービスの利用の申込は、当該サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出し、又はオンラインサインアップにより行うものとします。

第54条(申込の承諾等)

当社は、FITWeb 接続サービスの利用の申込があったときは、これを承諾するものとします。

2 申込に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

第55条(申込の拒絶)

当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、FITWeb 接続サービスの申込を承諾しないことがあります。

FITWeb 接続サービスの申込者が当該申込に係る FITWeb 接続サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき

FITWeb 接続サービスの申込者が第61条第1項各号(利用の停止)の事由に該当するとき

FITWeb 接続サービス契約の契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき

オンラインサインアップにより契約の申込をしようとする者が当該申込に際してその者が正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき

申込者又はその役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者(以下「その役員等」という。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、総会屋又はその他反社会的勢力(以下これらをまとめて「反社会的勢力」という。))であると当社が認めた場合及び反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係があると当社が認めた場合。

2 前項の規定により、FITWeb 接続サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

3 前項の規定により、FITWeb 接続サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

4 前項の規定により、FITWeb 接続サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

5 前項の規定により、FITWeb 接続サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

第3節 契約事項の変更等

第56条(契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名若しくは名称若しくは住所若しくは居所若しくは当社に届け出た貯金口座自動引き落としのための貯金口座の指定に関する事項、又は当社に届け出たクレジットカードの利用に関する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出ていただきます。

第 57 条(法人の契約上の地位の承継)

契約者である法人の合併により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継をした法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

2 第 55 条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「FITWeb 接続サービスの申込者」とあるのは「当該地位を承継した法人」と、「FITWeb 接続サービスの契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 58 条(個人の契約上の地位の引継)

契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、当該個人に係る FITWeb 接続サービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、引き続き当該契約に係る FITWeb 接続サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとします。

2 第 55 条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「FITWeb 接続サービスの申込者」とあるのは「相続人」と、「FITWeb 接続サービスの契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 4 節 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第 59 条(利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、FITWeb 接続サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、契約者が情報ページを閲覧する場合に、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイト全体の閲覧または当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限する場合があります。

3 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、本サービスにおける電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

4 当社は、契約者が大量のトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

第 60 条(利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、FITWeb 接続サービスの利用を中止することがあります。

当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
当社が接続している他の通信事業者の電気通信設備の保守、工事又は障害等やむを得ない事由があるとき。

2 当社は、FITWeb 接続サービスの利用を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 7 日前までに、同項第 2 号もしくは同項第 3 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 61 条(利用の停止)

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、FITWeb 接続サービスの利用を停止することがあります。

第 52 条第 2 項の規定に違反したとき
料金等 FITWeb 接続サービス契約上の債務の支払を怠ったとき

違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において FITWeb 接続サービスを利用したとき

当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において FITWeb 接続サービスを利用したとき

第 55 条第 1 項第 3 号(第 57 条第 2 項及び第 58 条第 2 項において準用する場合を含みます。))に該当するときは

契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき

2 当社は、前項の規定により、FITWeb 接続サービスの利用を停止するときは、FITWeb 接続サービス契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 62 条(サービスの廃止)

当社は、都合により FITWeb 接続サービスを廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 か月前までに、書面により、その旨を通知します。

3 契約者は、第 1 項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該サービスに代えて他の種類のサービスを受けることができます。

4 第 55 条(申込の拒絶)の規定は、前項の請求について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「請求」と、「FITWeb 接続サービスの申込者」とあるのは「契約者」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 5 節 契約の解除

第 63 条(当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、FITWeb 接続サービス契約を解除することがあります。

第 61 条第 1 項の規定により FITWeb 接続サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から 2 か月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき

第 61 条第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定により FITWeb 接続サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

3 当社は、契約者が次の各号の一つに該当する場合は、通知・催告せず直ちに契約を解除できるものとします。

1. 契約者又はその役員等が、反社会的勢力であると当社が認めたとき。

2. 契約者又はその役員等が、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると当社が認めたとき。

4 当社は、第 1 項及び前項各号の規定により契約を解除した場合において、契約者が被る損害を負担しません。

第 64 条(契約者の解除)

契約者は、当社に対し、当社所定の解約申込書で通知をすることにより、FITWeb 接続サービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当社が当月 25 日までに解約申込書を受理した場合、当月末日に生じるものとします。

2 契約者は、前項の規定にかかわらず、第 59 条(利用の制限)又は第 60 条第 1 項(利用の中止)の事由が生じたことにより FITWeb 接続サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第 62 条第 1 項の規定により FITWeb 接続サービスが廃止されたとき(同条第 3 項の規定により、他の種類のサービスへの変更があった場合を除きます。))は、当該廃止の日に当該 FITWeb 接続サービス契約が解除されたものとします。

第6節 料金等

第 65 条(契約者の支払義務)

契約者は、当社に対し、FITWeb 接続サービスの利用に関し、次条から第 69 条までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、利用料、追加メールボックス料、メールボックス拡張料(以下この章において基本料、通信料及び追加メールボックス料、メールボックス拡張料を併せて「FITWeb 接続サービスの料金」といいます。)、を支払うものとします。

2 初期費用の支払義務は、当社が FITWeb 接続サービス契約の利用の申込を承諾した時に発生します。

3 FITWeb 接続サービスの料金は、課金開始日(当社が発送する利用開始通知に記載した利用開始日の翌月初日をいいます。)から当該サービスを提供した最後の日までの期間(当該開始の日と当該最後の日が同一の日である場合は、1 日)について発生します。この場合において、第 61 条(利用の停止)の規定により FITWeb 接続サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る FITWeb 接続サービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第 66 条(初期費用の額)

初期費用の額は、別表 1「初期費用 2 FITWeb 接続サービス」の項に定める額とします。

第 67 条(料金の額)

利用料、追加メールボックス料及びメールボックス拡張料の額は、それぞれ別表 2「料金等 2 FITWeb 接続サービス」の項に定める額とします。

2 第 68 条(料金の調定)の場合にあっては、FITWeb 接続サービスの料金の額は、前項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額とします。

第 68 条(料金の調定)

FITWeb 接続サービス契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合(第 64 条第 2 項又は第 3 項の規定により解除された場合を除きます。)における FITWeb 接続サービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応する FITWeb 接続サービスの料金の額とします。

第 69 条(利用不能の場合における料金の調定)

当社の責に帰すべき事由により FITWeb 接続サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に FITWeb 接続サービスの料金の 30 分の 1 を乗じて算出

た額を、FITWeb 接続サービスの料金から減額します。

2 第 60 条(利用の中止)により、事前に FITWeb 接続サービスを中止する事を通知した場合は、前項の料金からの減額を行いません。

第 70 条(料金等の請求方法)

当社は、契約者に対し、FITWeb 接続サービスの料金については、次項の場合を除き、毎月、歴月に従って計算した額の FITWeb 接続サービスの料金を請求します。

2 FITWeb 接続サービス契約の解除(最低利用期間を経過する前に解除があった場合(第 64 条第 2 項又は第 3 項の規定により解除された場合を除きます。))を除きます。)の日が歴月の末日以外の日であった場合における当該月の FITWeb 接続サービスの料金の額は、当該月の末日まで FITWeb 接続サービスを提供した期間に対応する当該サービスに係る FITWeb 接続サービスの料金の額とします。

第 71 条(料金等の支払方法)

契約者は、初期費用及び FITWeb 接続サービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 72 条(割増金)

初期費用又は FITWeb 接続サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額(以下「割増金」といいます。)を支払うものとします。

第 73 条(遅延損害金)

契約者は、FITWeb 接続サービスの料金その他 FITWeb 接続サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

未払の期間が 30 日以内のとき----->未払債務の 100 分の 2 の額

未払の期間が 30 日を超えるとき---->未払債務の 100 分の 2 の額に 31 日目から 30 日までごとに 1000 分の 15 の額を加えた額

第 74 条(割増金等の支払方法)

第 71 条(料金等の支払方法)の規定は、第 72 条(割増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

第 75 条(消費税)

契約者が当社に対し FITWeb 接続サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第7節 通信の秘密の保護

第 76 条(通信の秘密の保護)

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、刑法第 37 条で定めるところの緊急避難の要件を満たす事案に対し、警察本部等から情報開示を求められた場合には、契約者の生命又は身体の安全を確保するために必要最小限度の範囲内で第 1 項の守秘義務を負わないものとします。

第8節 個人情報等の保護

第 77 条(個人情報等の保護)

当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報等」といいます。)を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができません。

2. 当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。

3. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4. 当社は、刑法第 37 条で定めるところの緊急避難の要件を満たす事案に対し、警察本部等から情報開示を求められた場合には、契約者の生命又は身体の安全を確保するために必要最小限度の範囲内で第 2 項の守秘義務を負わないものとします。

第9節 雑 則

第 78 条(損害賠償の範囲)

電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、当社が当該電気通信事業者から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます。)を限度として、損害の賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約

者の損害の額に当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 79 条(免責)

当社は、前条第1項の場合を除き、契約者が FITWeb 接続サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償の責任を負いません。

第 80 条(準用)

第 45 条(情報の管理)、第 47 条(当社の装置維持基準)及び第 48 条(技術的事項)の規定は、FITWeb 接続サービスの場合について準用します。この場合において、「専用線 IP 接続サービス」とあるのは「FITWeb 接続サービス」と読み替えるものとします。

付 則

この約款は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

【初期契約解除制度について】

本サービスは「初期契約解除制度」の対象です。ただし、法人契約は対象外です。

・契約者は、当社が発行する「FITWeb ご契約内容のご案内」を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、

書面により当該契約の解除が可能です。この効力は書面を郵送した時に生じます。

・初期契約解除の申し出により、損害賠償もしくは違約金が、請求されることはありません。ただし、契約解除までに利用したサービス利用料、

付随する有料オプションサービス利用料、工事費用、事務手数料は、請求されます。

< 書面の記載内容、および送付宛先 >

記載内容

- ① ユーザID ② 契約者名 ③ 住所
④ ご利用サービス
⑤ 平日昼間の連絡先電話番号
⑥ 初期契約解除の依頼の申し出文

送付宛先

〒930-0004

富山市桜橋通り3-1(富山電気ビル内)
北電情報システムサービス株式会社
FITWebインフォメーションセンター 宛て

別表1 初期費用

1. 専用線 IP 接続サービス
1回線ごと加入時(消費税 10%込み)

| 品目 | 料金 |
|-----------------|----------|
| 64kbps サービス | 33,000 円 |
| 128kbps サービス | 33,000 円 |
| 192kbps サービス | 55,000 円 |
| 256kbps 以上のサービス | 個別見積もり |

備考 1. 加入者専用回線を設置するにあたって、特別な工事が必要な場合にはその実費が加算されます。また、当社から 60km 以上離れた場所、及び交通の便が悪い場所については、交通費等を別途加算いたします。当社の営業時間以外に、当該サービスに係る作業が発生する場合には、時間外割増し料金として初期費用の3割を別途加算いたします。
2. 使用する国内(第一種)電気通信業者の専用サービスを単独で契約した場合の回線創設にかかわる費用の額を別途加算いたします。
3. IPv4、IPv6、デュアルスタック接続のいずれも同額とします。

2. FITWeb 接続サービス(消費税 10%込み)

| 初期費用 | 料金 | 備考 |
|-----------------|---------|----------|
| 初期費用(法人) | 3,300 円 | 1契約ごと加入時 |
| 初期費用(個人) | 1,650 円 | 1契約ごと加入時 |
| メールボックス拡張費用 | 1,100 円 | 1契約ごと変更時 |
| メールボックス拡張解除費用 | 1,100 円 | 1契約ごと変更時 |
| 追加メールボックス設定費用 | 1,100 円 | 1契約ごと変更時 |
| 追加メールボックス設定解除費用 | 1,100 円 | 1契約ごと変更時 |

加入時に、メールボックス拡張を同時に行う場合は、メールボックス拡張費用は不要です。

加入時に、追加メールボックス設定を同時に行う場合は、追加メールボックス設定費用は不要です。

別表2 料金等

1. 専用線 IP 接続サービス(消費税 10%込み)

(1)基本料金

1回線ごとに月額(消費税 10%込み)

| 品目 | サービス料金 | ルータレンタル料 |
|-----------------|-----------|----------|
| 64kbps サービス | 44,000 円 | 3,300 円 |
| 128kbps サービス | 51,700 円 | 3,300 円 |
| 192kbps サービス | 176,000 円 | 個別見積もり |
| 256kbps 以上のサービス | 個別見積もり | 個別見積もり |

備考 1. インターネット接続サービスを提供する事業者へのサービスは、個別見積りとなります。

2. IPv4、IPv6、デュアルスタック接続のいずれも同額とします。

(2)加入者専用回線使用料

1回線ごとに月額(消費税 10%込み)

| 品目 | 料金 |
|--------------|---|
| 64kbps サービス | 使用国内(第一種)電気通信事業者の専用サービスを単独で契約した場合の回線使用料に回線終端装置使用料を加算した額 |
| 128kbps サービス | 同 上 |
| 192kbps サービス | 同 上 |
| 256kbps サービス | 同 上 |

2. FITWeb 接続サービス(消費税 10%込み)

| 細目 | 料金 |
|--------|---------|
| 利用料 | |
| 法人(月額) | 3,300 円 |
| 個人(月額) | 1,650 円 |

| | |
|--|-------|
| メールボックス拡張料 5Mbyte あたり月額 | 220 円 |
| 追加メールボックス料 法人1追加メールボックス あたり月額 (最大9個まで可能) 個人1追加メールボックス あたり月額 (最大4個まで可能) | 275 円 |
| | 275 円 |

3. 契約事項の変更に伴う費用

1契約ごと変更時(消費税 10%込み)

| 品名 | 料金 |
|-------|----------|
| 変更手数料 | 27,500 円 |

備考 加入者専用回線を設置するにあたって、特別な工事が必要な場合にはその実費が加算されます。また、当社から 60km 以上離れた場所、及び交通の便が悪い場所については、交通費等を別途加算いたします。当社の営業時間以外に、当該サービスに係る作業が発生する場合には、時間外割増し料金として変更手数料の3割を別途加算いたします。

4. IP アドレス、ドメイン取得代行(消費税 10%込み)

| 品名 | 料金 |
|-------------|----------|
| IP アドレス取得代行 | 16,500 円 |
| ドメイン取得代行 | 16,500 円 |

備考 IPv4 アドレス、IPv6 アドレスともに上記料金とします。

別表3 技術的事項

1 責任の分界点

加入者専用回線を利用する専用線 IP 接続サービスにおいては、次のように責任の分界点を定めます。

- (1) 当社がルータを提供する場合には、契約者が設置する接続設備とイーサネットとで接続することとし、責任分界点は、当社ルータとイーサネットとの接続点とします。なおイーサネット通信線は契約者が用意する必要があります。
(2) 契約者がルータを用意する場合には、責任分界点は、当社 DSU とルータの接続点とします。

2 専用線 IP 接続サービスにおける技術的事項

- (1) 当社が契約者の接続先にルータを提供する場合には、契約者の指定する場所に当社の設備を設置します。
(2) 契約者の指定する場所に当社が設置したルータは、当社が管理し運用を行います。
(3) ネームサーバのバックアップが必要な場合は、正引き・逆引き共に1ゾーンまで無償で提供します。ただしデュアルスタック接続の場合、逆引きについては、IPv4、IPv6それぞれ1ゾーンまで無償とします。
(4) 契約者は公式登録されたドメイン名を取得している必要があります。
(5) 契約者は公式登録されたインターネットネットワークアドレスを取得している必要があり、当社の設置するルータに一つのインターネットアドレスを提供していただきます。

3 FITWeb 接続サービスにおける技術的事項

接続に使用するソフトウェアとして RFC1548、RFC1570 に定められたプロトコルに準拠した PPP ソフトウェアを使用して頂きます。

| モデムの物理層におけるプロトコル | モデムのエラー訂正プロトコル・データ圧縮プロトコル |
|------------------|-----------------------------|
| V.22 | MNPclass3,4,5 |
| V.22bis | MNPclass3,4,5,V.42,42bis |
| V.32 | MNPclass3,4,5,V.42,42bis |
| V.32bis | MNPclass3,4,5,V.42,42bis |
| V.34 | MNPclass3,4,5,10,V.42,42bis |